

第3章 諸手当

岩手沿岸南部広域環境組合職員の管理職手当に関する規則

平成 18 年 4 月 21 日 規則 第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 10 号)により岩手沿岸南部広域環境組合の管理又は監督の地位にある職員の管理職手当(以下「手当」という。)の支給の範囲、額、その他支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理職手当の支給)

第 2 条 職員の管理職手当については、釜石市職員の管理職手当に関する規則(昭和 33 年釜石市規則第 32 号)の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。